

大泉町中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、町の経済の健全な発展において中小企業・小規模企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な施策を定めることにより、中小企業・小規模企業に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の活性化及び町民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（同条第5項に規定する小規模企業者を含む。）をいう。
- (2) 中小企業・小規模企業支援団体 商工会、農業協同組合その他の中小企業・小規模企業を支援する団体をいう。
- (3) 金融機関等 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融機関及び信用保証協会をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の持続的発展が図られること。
- (2) 中小企業・小規模企業の創意工夫及び自主的な努力が促進されること。
- (3) 中小企業・小規模企業の自立的な経営並びに他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進すること。
- (4) 中小企業・小規模企業の経済的社会的環境の変化への円滑な適応が図られること。
- (5) 小規模企業の経営資源の確保が困難であることが多い事情を踏まえて行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業に対する支援を行うものとする。

2 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、県、中小企業・小規模企業支援団体、金融機関等その他の関係機関との緊密な連携を図るものとする。

3 町は、中小企業・小規模企業が地域経済の活性化並びに町民生活の向上及び交流の促進に資する事業活動を通じ自立的で個性豊かな地域社会の形成に貢献していることに鑑み、中小企業・小規模企業の振興に関する施策について、町民の理解を深めるよう努めるものとする。

4 町は、工事の発注並びに物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行並びに透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の努力)

第5条 中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、自主的に経営の向上及び改善に努めるとともに、他の中小企業・小規模企業との連携及び多様な主体との協働を推進するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第7条 金融機関等は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の経営力向上、経営基盤の強化、経営の革新、創業等に向けた取組を促進するため、円滑な資金の供給、経営相談の実施等による支援に努めるものとする。

(基本的施策)

第8条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

(1) 中小企業・小規模企業の経営基盤を町内に維持しつつ行う新たな事業展開へ

の支援に関すること。

- (2) 中小企業・小規模企業の事業承継及び創業促進に関すること。
- (3) 中小企業・小規模企業の人材の確保及び育成のための雇用の促進並びに職業能力の開発及び向上に関すること。
- (4) 中小企業・小規模企業とその他のものとの連携促進に関すること。
- (5) 中小企業・小規模企業に対する資金の円滑な供給のための融資制度及び信用補完事業の充実に関すること。
- (6) 中小企業・小規模企業に関する調査及び情報の収集、提供等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進するために必要な事項
(財政上の措置)

第9条 町は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。